第５章
子ども・子育て支援法にかかる実施計画（第３次）

第５章　子ども・子育て支援法にかかる実施計画（第３次）

１　子ども・子育て支援新制度について

（１）子ども・子育て支援新制度の全体像

「子ども・子育て支援新制度」とは、2012（平成 24）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは保育の量的拡大・確保、認定こども園の普及、地域子ども・子育て支援の強化です。

＜子ども・子育て支援新制度の概要＞

◆３法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、保育所、幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・既存の保育所及び幼稚園からの移行は義務づけず、政策的に促進

・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

（２）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、「三つの認定区分」に応じて、施設など（認定こども園、保育所、地域型保育、幼稚園）の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■認定区分　認定区分は次の1号から3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	幼稚園の教育を希望する家庭	3歳児～5歳児 （3歳以上児童）
2号認定	保育認定	認定こども園 保育所（園）	共働きなど家庭での保育が困難な家庭	
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所（園） 地域型保育		0歳児～2歳児 （3歳未満児童）

■施設等利用給付の認定区分（新・認定区分）

施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された給付制度です。無償化による給付を受けるためには、当該給付にかかる申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

認定区分	利用可能施設等	保育の必要性	所得要件	対象年齢
新1号	●新制度未移行幼稚園 ●特別支援学校（幼稚部）	新2号、新3号認定以外の子ども	なし	3歳～5歳
新2号	●新制度未移行幼稚園 ●特別支援学校（幼稚部） ●認定こども園（1号）が実施する預かり保育事業 ●認可外保育施設 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業	あり	なし	3歳～5歳 ※申請年度４月１日時点で３歳以上の子ども

認定区分	利用可能施設等	保育の必要性	所得要件	対象年齢
新3号	●新制度未移行幼稚園 ●特別支援学校（幼稚部） ●認定こども園（1号）が実施する預かり保育事業 ●認可外保育施設 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業	あり	住民税 非課税世帯	満３歳 ※申請年度４月１日時点で３歳未満かつ満３歳を迎えた子ども
	●認可外保育施設 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業			0歳～2歳 ※申請年度４月１日時点で３歳未満かつ満３歳を迎えていない子ども

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号、新2号、新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の三点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的にすべての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、育児休業中の継続入所、またそれらに類するものとして豊後大野市長が認める事由
区 分	①保育標準時間 保護者がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応するもの （現行の11時間の開所時間に相当）
	②保育短時間 保護者の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応するもの （本市では、保育の下限時間を64時間と設定）
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等。

（３）施設型給付・地域型保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・保育所・地域型保育・幼稚園は、市町村の確認を受けた施設・事業を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に、学校教育・保育に要する費用に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付

市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の四種類から構成されます。

（４）地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業（豊後大野市では11事業を実施）が定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

<table>
<tr><th>子ども・子育て支援給付</th><th>地域子ども・子育て支援事業</th></tr>
<tr><td>◎施設型給付

【認定こども園・認可保育所・幼稚園】

上記の教育・保育施設を利用する１号から３号認定子どもに対する給付</td><td rowspan="2">① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ ファミリー・サポート・センター事業
⑧ 一時預かり事業
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児・病後児保育事業
⑪ 放課後児童健全育成事業
【放課後児童クラブ】</td></tr>
<tr><td>◎地域型保育給付

【小規模保育・家庭的保育】
【居宅訪問型保育・事業所内保育】
上記の地域型保育事業を利用する子どもへの給付</td></tr>
</table>

（５）各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2019（平成31）年1月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら一部補正を行い算出しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー図

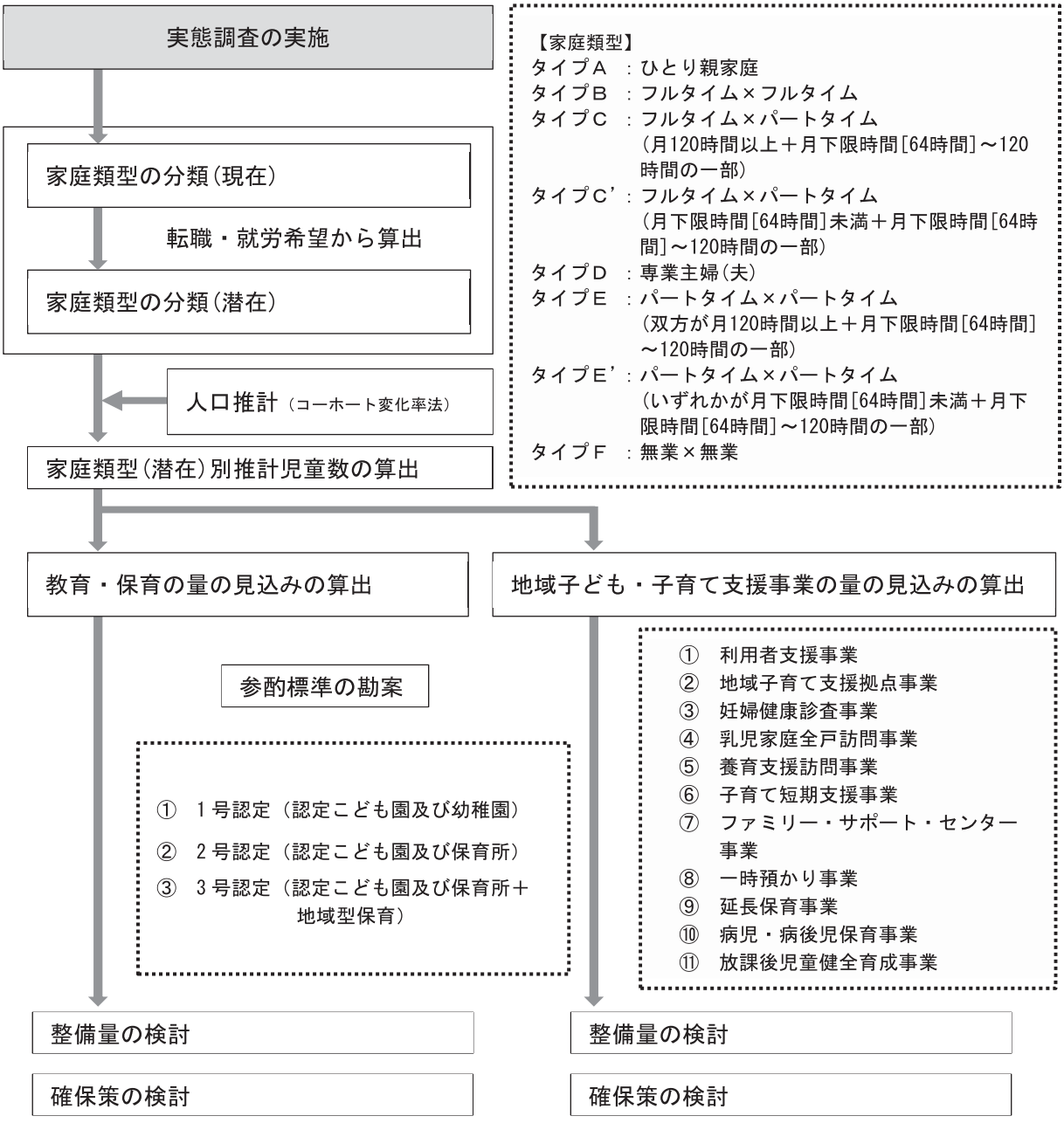

２　教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市においては、前回計画と同様に教育・保育に関する区域設定は豊後大野地域で設定します。また、地域の実情に配慮しつつ前回計画と同様に七区域（三重区域・清川区域・緒方区域・朝地区域・大野区域・千歳区域・犬飼区域）で支援策を確保します。

■ 教育・保育提供区域

対象事業		提供区域
教育・保育	１号 教育施設（幼稚園・認定こども園）	（七区域） 三重区域 清川区域 緒方区域 朝地区域 大野区域 千歳区域 犬飼区域
	２・３号 保育施設（認定こども園・保育所・地域型保育）	

３　幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

（１）幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

前回計画と同様に、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけのニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「提供体制（確保の方策）」（供給）を計画の数値目標として、2020（令和２）年度から 2024（令和 6）年度までの５か年における数値を定めます。

教育・保育の量の見込みは、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向（希望）、推計児童数から国の算定基準（ワークシート）を参考に求めますが、この場合現況（実績）と乖離する数値も算出されました。

本計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向を尊重しつつ、現況（実績）に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、子ども・子育て会議において計画の進捗状況を評価してまいります。見直しの際には、提供体制の確保と実施時期について、施設整備又は職員配置の状況、施設設置者の意向等にも配慮が必要です。

2019（令和元）年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、認定区分の量の見込みの変化により、利用者ニーズと、質の確保、施設運営のバランスを考慮し、提供体制が確保できる計画とします。

【令和２年度　区域別　教育・保育の量の見込みと提供体制】

中学校区	認定区分	年齢	①量の見込み			②提供体制			②-① 不足・余剰定員数
			現在の利用者	市外・認可外	合計	現行施設	地域型	調整数	
三重	1号	3～5歳(教育のみ)	72	2	74	132			58
	2号	3～5歳(教育・保育)	295	6	301	230			△ 71
	3号	1～2歳(保育)	154	1	155	159	48		52
		0歳(保育)	51	0	51	59	11		19
	小　計		572	9	581	580	59	0	58
清川	1号	3～5歳(教育のみ)	3	0	3	6			3
	2号	3～5歳(教育・保育)	15	1	16	24			8
	3号	1～2歳(保育)	14	0	14	12			△ 2
		0歳(保育)	1	0	1	3			2
	小　計		33	1	34	45	0		11
緒方	1号	3～5歳(教育のみ)	4	1	5	20			15
	2号	3～5歳(教育・保育)	44	2	46	60			14
	3号	1～2歳(保育)	21	1	22	24			2
		0歳(保育)	7	0	7	6			△ 1
	小　計		76	4	80	110	0		30
朝地	1号	3～5歳(教育のみ)	1	1	2	10			8
	2号	3～5歳(教育・保育)	28	2	30	25			△ 5
	3号	1～2歳(保育)	11	0	11	18			7
		0歳(保育)	6	0	6	7			1
	小　計		46	3	49	60	0		11
大野	1号	3～5歳(教育のみ)	11	0	11	60			49
	2号	3～5歳(教育・保育)	50	1	51	38			△ 13
	3号	1～2歳(保育)	27	1	28	30	5		7
		0歳(保育)	14	0	14	12	2		0
	小　計		102	2	104	140	7		43
千歳	1号	3～5歳(教育のみ)	13	0	13	25			12
	2号	3～5歳(教育・保育)	21	0	21	25			4
	3号	1～2歳(保育)	9	0	9	15			6
		0歳(保育)	1	0	1	5			4
	小　計		44	0	44	70	0		26
犬飼	1号	3～5歳(教育のみ)	12	0	12	70			58
	2号	3～5歳(教育・保育)	31	1	32	31			△ 1
	3号	1～2歳(保育)	10	1	11	20			9
		0歳(保育)	7	0	7	9			2
	小　計		60	2	62	130	0	0	68
豊後大野市全体	1号	3～5歳(教育のみ)	116	4	120	323	0	0	203
	2号	3～5歳(教育・保育)	484	13	497	433	0	0	△ 64
	3号	1～2歳(保育)	246	4	250	278	53	0	81
		0歳(保育)	87	0	87	101	13	0	27
	小　計		933	21	954	1135	66	0	247

【令和３年度　区域別　教育・保育の量の見込みと提供体制】

中学校区	認定区分	年齢	①量の見込み			②現在の定員			②-① 不足・余剰定員数
			現在の利用者	市外・認可外	合計	現行施設	地域型	調整数	
三重	1号	3～5歳(教育のみ)	70	0	70	132			62
	2号	3～5歳(教育・保育)	286	6	292	230		30	△ 32
	3号	1～2歳(保育)	150	0	150	159	48	△ 30	27
		0歳(保育)	50	0	50	59	11		20
	小　計		556	6	562	580	59	0	77
清川	1号	3～5歳(教育のみ)	3	0	3	6			3
	2号	3～5歳(教育・保育)	15	0	15	24			9
	3号	1～2歳(保育)	14	0	14	12			△ 2
		0歳(保育)	1	0	1	3			2
	小　計		33	0	33	45	0		12
緒方	1号	3～5歳(教育のみ)	4	1	5	20			15
	2号	3～5歳(教育・保育)	43	2	45	60			15
	3号	1～2歳(保育)	20	0	20	24			4
		0歳(保育)	7	0	7	6			△ 1
	小　計		74	3	77	110	0		33
朝地	1号	3～5歳(教育のみ)	1	1	2	10			8
	2号	3～5歳(教育・保育)	27	2	29	25			△ 4
	3号	1～2歳(保育)	11	0	11	18			7
		0歳(保育)	6	0	6	7			1
	小　計		45	3	48	60	0		12
大野	1号	3～5歳(教育のみ)	11	0	11	60			49
	2号	3～5歳(教育・保育)	48	1	49	38			△ 11
	3号	1～2歳(保育)	26	1	27	30	5		8
		0歳(保育)	14	0	14	12	2		0
	小　計		99	2	101	140	7		46
千歳	1号	3～5歳(教育のみ)	13	0	13	25			12
	2号	3～5歳(教育・保育)	20	0	20	25			5
	3号	1～2歳(保育)	9	0	9	15			6
		0歳(保育)	1	0	1	5			4
	小　計		43	0	43	70	0		27
犬飼	1号	3～5歳(教育のみ)	12	0	12	70			58
	2号	3～5歳(教育・保育)	30	1	31	31			0
	3号	1～2歳(保育)	10	0	10	20			10
		0歳(保育)	7	0	7	9			2
	小　計		59	1	60	130	0	0	70
豊後大野市全体	1号	3～5歳(教育のみ)	114	2	116	323	0	0	207
	2号	3～5歳(教育・保育)	469	12	481	433	0	30	△ 18
	3号	1～2歳(保育)	240	1	241	278	53	△ 30	60
		0歳(保育)	86	0	86	101	13	0	28
	小　計		909	15	924	1135	66	0	277

【令和４年度　区域別　教育・保育の量の見込みと提供体制】

中学校区	認定区分	年齢	①量の見込み			②提供体制			②-① 不足・余剰定員数
			現在の利用者	市外・認可外	合計	現行施設	地域型	調整数	
三重	1号	3～5歳(教育のみ)	68	0	68	132			64
	2号	3～5歳(教育・保育)	277	4	281	230		30	△ 21
	3号	1～2歳(保育)	146	0	146	159	48	△ 30	31
		0歳(保育)	49	0	49	59	11		21
	小　計		540	4	544	580	59	0	95
清川	1号	3～5歳(教育のみ)	3	0	3	6			3
	2号	3～5歳(教育・保育)	15	0	15	24			9
	3号	1～2歳(保育)	14	0	14	12			△ 2
		0歳(保育)	1	0	1	3			2
	小　計		33	0	33	45	0		12
緒方	1号	3～5歳(教育のみ)	4	0	4	20			16
	2号	3～5歳(教育・保育)	42	2	44	60			16
	3号	1～2歳(保育)	19	0	19	24			5
		0歳(保育)	7	0	7	6			△ 1
	小　計		72	2	74	110	0		36
朝地	1号	3～5歳(教育のみ)	1	0	1	10			9
	2号	3～5歳(教育・保育)	26	0	26	25			△ 1
	3号	1～2歳(保育)	11	0	11	18			7
		0歳(保育)	6	0	6	7			1
	小　計		44	0	44	60	0		16
大野	1号	3～5歳(教育のみ)	11	1	12	60			48
	2号	3～5歳(教育・保育)	47	0	47	38			△ 9
	3号	1～2歳(保育)	25	0	25	30	5		10
		0歳(保育)	14	0	14	12	2		0
	小　計		97	1	98	140	7		49
千歳	1号	3～5歳(教育のみ)	13	0	13	25			12
	2号	3～5歳(教育・保育)	19	0	19	25			6
	3号	1～2歳(保育)	9	0	9	15			6
		0歳(保育)	1	0	1	5			4
	小　計		42	0	42	70	0		28
犬飼	1号	3～5歳(教育のみ)	12	0	12	70			58
	2号	3～5歳(教育・保育)	29	1	30	31			1
	3号	1～2歳(保育)	10	0	10	20			10
		0歳(保育)	7	0	7	9			2
	小　計		58	1	59	130	0	0	71
豊後大野市全体	1号	3～5歳(教育のみ)	112	1	113	323	0	0	210
	2号	3～5歳(教育・保育)	455	7	462	433	0	30	1
	3号	1～2歳(保育)	234	0	234	278	53	△ 30	67
		0歳(保育)	85	0	85	101	13	0	29
	小　計		886	8	894	1135	66	0	307

【令和５年度　区域別　教育・保育の量の見込みと提供体制】

中学校区	認定区分	年齢	①量の見込み			②提供体制			②-① 不足・余剰定員数
			現在の利用者	市外・認可外	合計	現行施設	地域型	調整数	
三重	1号	3～5歳(教育のみ)	66	0	66	132			66
	2号	3～5歳(教育・保育)	269	1	270	230		30	△ 10
	3号	1～2歳(保育)	142	0	142	159	48	△ 30	35
		0歳(保育)	48	0	48	59	11		22
	小　計		525	1	526	580	59	0	113
清川	1号	3～5歳(教育のみ)	3	0	3	6			3
	2号	3～5歳(教育・保育)	15	0	15	24			9
	3号	1～2歳(保育)	14	0	14	12			△ 2
		0歳(保育)	1	0	1	3			2
	小　計		33	0	33	45	0		12
緒方	1号	3～5歳(教育のみ)	4	0	4	20			16
	2号	3～5歳(教育・保育)	41	1	42	60			18
	3号	1～2歳(保育)	19	0	19	24			5
		0歳(保育)	7	0	7	6			△ 1
	小　計		71	1	72	110	0		38
朝地	1号	3～5歳(教育のみ)	1	0	1	10			9
	2号	3～5歳(教育・保育)	25	0	25	25			0
	3号	1～2歳(保育)	11	0	11	18			7
		0歳(保育)	6	0	6	7			1
	小　計		43	0	43	60	0		17
大野	1号	3～5歳(教育のみ)	11	0	11	60			49
	2号	3～5歳(教育・保育)	46	1	47	38			△ 9
	3号	1～2歳(保育)	24	0	24	30	5		11
		0歳(保育)	14	0	14	12	2		0
	小　計		95	1	96	140	7		51
千歳	1号	3～5歳(教育のみ)	13	0	13	25			12
	2号	3～5歳(教育・保育)	18	0	18	25			7
	3号	1～2歳(保育)	9	0	9	15			6
		0歳(保育)	1	0	1	5			4
	小　計		41	0	41	70	0		29
犬飼	1号	3～5歳(教育のみ)	12	0	12	70			58
	2号	3～5歳(教育・保育)	28	1	29	31			2
	3号	1～2歳(保育)	10	0	10	20			10
		0歳(保育)	7	0	7	9			2
	小　計		57	1	58	130	0	0	72
豊後大野市全体	1号	3～5歳(教育のみ)	110	0	110	323	0	0	213
	2号	3～5歳(教育・保育)	442	4	446	433	0	30	17
	3号	1～2歳(保育)	229	0	229	278	53	△ 30	72
		0歳(保育)	84	0	84	101	13	0	30
	小　計		865	4	869	1135	66	0	332

【令和６年度　区域別　教育・保育の量の見込みと提供体制】

中学校区	認定区分	年齢	①量の見込み			②提供体制			②-① 不足・余剰定員数
			現在の利用者	市外・認可外	合計	現行施設	地域型	調整数	
三重	1号	3～5歳(教育のみ)	64	0	64	132			68
	2号	3～5歳(教育・保育)	261	0	261	230		30	△ 1
	3号	1～2歳(保育)	138	0	138	159	48	△ 30	39
		0歳(保育)	47	0	47	59	11		23
	小　計		510	0	510	580	59	0	129
清川	1号	3～5歳(教育のみ)	3	0	3	6			3
	2号	3～5歳(教育・保育)	15	0	15	24			9
	3号	1～2歳(保育)	14	0	14	12			△ 2
		0歳(保育)	1	0	1	3			2
	小　計		33	0	33	45	0		12
緒方	1号	3～5歳(教育のみ)	4	0	4	20			16
	2号	3～5歳(教育・保育)	40	0	40	60			20
	3号	1～2歳(保育)	19	0	19	24			5
		0歳(保育)	7	0	7	6			△ 1
	小　計		70	0	70	110	0		40
朝地	1号	3～5歳(教育のみ)	1	0	1	10			9
	2号	3～5歳(教育・保育)	24	0	24	25			1
	3号	1～2歳(保育)	11	0	11	18			7
		0歳(保育)	6	0	6	7			1
	小　計		42	0	42	60	0		18
大野	1号	3～5歳(教育のみ)	11	0	11	60			49
	2号	3～5歳(教育・保育)	45	1	46	38			△ 8
	3号	1～2歳(保育)	23	0	23	30	5		12
		0歳(保育)	14	0	14	12	2		0
	小　計		93	1	94	140	7		53
千歳	1号	3～5歳(教育のみ)	13	0	13	25			12
	2号	3～5歳(教育・保育)	17	0	17	25			8
	3号	1～2歳(保育)	9	0	9	15			6
		0歳(保育)	1	0	1	5			4
	小　計		40	0	40	70	0		30
犬飼	1号	3～5歳(教育のみ)	11	0	11	70			59
	2号	3～5歳(教育・保育)	27	0	27	31			4
	3号	1～2歳(保育)	9	0	9	20			11
		0歳(保育)	7	0	7	9			2
	小　計		54	0	54	130	0	0	76
豊後大野市全体	1号	3～5歳(教育のみ)	107	0	107	323	0	0	216
	2号	3～5歳(教育・保育)	429	1	430	433	0	30	33
	3号	1～2歳(保育)	223	0	223	278	53	△ 30	78
		0歳(保育)	83	0	83	101	13	0	31
	小　計		842	1	843	1135	66	0	358

（２）保育利用率の設定

満３歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満３歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満３歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定します。

■ 満３歳未満の保育利用率

＜3 歳未満児＞	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
児童見込数	337	327	319	313	306
利用定員数	445	415	415	415	415
保育利用率	75.7%	78.7%	76.8%	75.4%	73.7%

子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抄】

（一）各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満３歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満３歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満３歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満３歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満３歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域で計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を現在の利用状況に利用希望、児童数の推移を踏まえて以下のように設定しました。

■ 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業名	提供区域
① 利用者支援事業	1区域（市全域）
② 地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】	
③ 妊婦健康診査事業	
④ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑤ 養育支援訪問事業	
⑥ 子育て短期支援事業	
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
⑧ 一時預かり事業 （8－1）一時保育　：未在籍園児対象 （8－2）預かり保育：1号認定児対象	
⑨ 延長保育事業	
⑩ 病児・病後児保育事業	
⑪ 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】	

（１）利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用にあたっての情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

また、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。

現　状

利用者支援事業特定型は、主として窓口などで子育て家庭のニーズを把握し、地域における保育施設や各種の保育サービスに関する情報提供や相談等の支援をし、関係機関との連絡等を行っています。

利用者支援事業母子保健型として、妊娠の届出等の機会を通して得た情報をもとに、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦等のカルテを作成し、必要となる情報をすぐ活用できる体制となっています。支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう積極的に情報の収集に努めています。

確保方策に対する考え方

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に向けて、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、地域における保健・医療・福祉の行政機関等に対しても利用者支援事業の周知等を図り、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　１か所（特定型）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

（特定型）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（母子保健型）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（２）地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現　状

児童数の減少や核家族化、地域のつながりが希薄化する社会的背景の中で、保護者は子育てが孤立化し子育てに関する不安感や負担感を抱いています。

また、男性の子育てのかかわりも少ないのが現状です。市内5か所の地域子育て支援拠点施設においては、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の事業を実施しています。

確保方策に対する考え方

市報やホームページ、子育て応援サイト「なないろ」やケーブルテレビ等での広報、講習会の実施や地域との連携により、子育て支援の強化を図ります。保健師や臨床心理士、栄養士等乳幼児の子育て世代にかかわる行政職員をはじめ、地域の認定こども園、保育所(園)、民生委員・主任児童委員との関係を密接にするとともに、子育ての悩みなどを解消し、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター等の情報提供に努めます。

また、2020（令和2）年度4月から三重ふれあい児童館において連携型地域子育て支援拠点を併設し、親子が集う場の提供を拡大します。認知度を向上させ、これまで利用したことがない方にも気軽に利用していただけるよう活動内容の情報発信にも努めます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　地域子育て支援センター：5 か所（延べ利用人数：11,466 人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	10,500 人	10,320 人	10,176 人	10,032 人	9,936 人
	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
確保方策	15,000 人	15,000 人	15,000 人	15,000 人	15,000 人
	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

（３）妊婦健康診査事業

事業内容

安心・安全な出産のために必要とされる妊娠中の定期的な健康診査（14回程度）に係る検査費用について、妊婦の健康管理の充実・把握及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査に係る費用を助成します。

現　状

出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性・必要性が一層高まっています。望まない妊娠、若年・高齢の妊娠、20週以降の届出、精神疾患、支援者の不在などの妊娠期から、出産後の養育支援が必要なハイリスク妊婦が増加しています。

確保方策に対する考え方

妊娠早期の妊娠届出を促進し、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的な健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対して周知・広報に努めます。妊婦健康診査を実施する産科医療機関等と連携体制を構築し、支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めます。

事業実施場所　全国

平成30年度実績　母子手帳交付数：177 人

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		170 人	166 人	164 人	162 人	160 人
確保方策	健診回数	14 回				
	実施場所	県内医療機関（※県外でも対応可能だが、事前の相談が必要。）				
	実施時期	妊娠期間				

（４）乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

現　状

乳児家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩み、出生体重などの出生時の状況や主たる栄養・発育状況のほか、育児状況など困り事を聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。全戸訪問は早期から継続支援開始が可能となっています。訪問できなかった理由としては「里帰り等で生後4ヶ月を迎えるまで当市の住居に乳児がいなかった。」が最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった。」等です。

また、里帰り先での訪問を希望する場合、当該市町村に訪問依頼を行っています。

確保方策に対する考え方

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底し、ペリネイタルビジット事業（育児等保健指導）と連携することで、育児不安を解消し、出産・育児を一連の流れとして捉え、子育て支援が受けられるような体制の強化を図っていきます。

また、全戸訪問の同意を得られない方には、「子育て世代包括支援センターきらきら☆」にて乳児及びその保護者の状況把握に努めていきます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　家庭訪問件数：158 件

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		165 件	161 件	159 件	157 件	155 件
確保方策	実施機関 実施体制	豊後大野市 保健師・愛育会員・主任児童委員等				

（５）養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭などに対し、その養育が適切に行われるよう、家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他養育技術の提供等のための支援を行います。

現　状

予期しない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談･支援を実施しています。幼稚園や保育所に通っていない場合や、健診の谷間にある児童など支援が届きにくい子育て家庭等への支援や、家事援助等生活全般にわたる在宅支援等も支援対象として明確化する必要があります。

確保方策に対する考え方

様々な事情により孤立感を抱える家庭、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、食事・衣服・生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等に対して、関係機関で情報提供・状況把握をしながら、養育環境の維持及び改善・家庭の養育力の向上を目指して、専門的な相談支援に努めます。

出産後間もない時期（概ね1年程度）の保護者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のため、委託機関を利用して育児・家事援助に重点を置いた短期集中的な支援の提供に努めます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　家庭訪問延べ件数：60 件

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		99 件	96 件	95 件	94 件	93 件
確保方策	実施機関 実施体制	豊後大野市、社会福祉法人等への委託 専門的相談支援：保健師・助産師・看護師・保育士等 育児・家事援助：子育て経験者・ヘルパー等				

（６）子育て短期支援事業

事業内容

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合など、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

現　状

利用児童の兄弟姉妹の病気入院に伴う保護者の付添看護、保護者の疾病や入院、育児疲れ、経済的な理由、精神上の事由などで、利用希望は近年あるものの、児童等の近隣に実施施設がなく、施設の空き状況と合わないなど利用できないケースが多くなっています。

確保方策に対する考え方

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、実施施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。ファミリーホームや里親など実施施設を開拓します。利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス（一時保育、ファミリー・サポート・センター）の中から適切な支援を提供します。

事業実施場所　児童養護施設・ファミリーホーム・里親

平成30年度実績　延べ利用人数：０人

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	５人	５人	５人	５人	５人
確保方策	５人 ２か所	５人 ２か所	５人 ２か所	５人 ２か所	５人 ２か所

（7）ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として､｢子育ての手助けをしてほしい人（よろしく会員)｣と「子育てのお手伝いができる人（まかせて会員)」との相互援助を行います。

現　状

児童数の減少や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、就労形態は多様化するとともに、保護者の育児疲れや緊急時の対応が求められています。

ファミリー・サポート・センター事業は、よろしく会員とまかせて会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもので、2018（平成30）年度は68件の援助活動を行いました。

利用目的の主なものとして、保護者の仕事・病気・地域や学校行事の参加・リフレッシュ等が挙げられます。2018（平成30）年度は、よろしく会員87人、まかせて会員13人の会員が登録しています。対象は概ね生後3か月から15歳までですが、主に未就学児が利用しています。

利用料は月曜日から土曜日の7：00から19：00が600円/時間、それ以外の時間帯と日曜日・祝日は700円/時間となっています。

対応できるまかせて会員が少ないため、今後も事業の周知に努め会員の拡大を図る必要があります。

確保方策に対する考え方

窓口や広報などで事業を広く周知するとともに、情報誌を作成し保育施設等に配布し効率化を図ります。

また、よろしく会員並びにまかせて会員の会員数の増加に努めていきます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　延べ預かり人数：就学児０人、未就学児 72 人

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（未就学児）	80 人	80 人	75 人	75 人	70 人
確保方策（未就学児）	110 人	110 人	105 人	105 人	100 人

（８－１）一時預かり事業（一時保育：未在籍園児対象）

事業内容

認定こども園・保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、認定こども園・保育所等において児童を一時的に預かります。

現　状

保護者の勤務形態や傷病等の緊急な理由により、家庭で保育できなくなったとき、きょうだい児の学校行事、育児疲れを解消したい時などに、一時的に認定こども園・保育所に預けることができます。

確保方策に対する考え方

各施設の受入人数の向上に努めるために、豊後大野市ホームページや子育て応援サイト「ないろ」等の活用により、一時預かり事業や実施施設の広報を充実させ事業をより広く周知していきます。また、安心・安全な預かり体制づくりや、質の高い預かり保育ができるように努めていきます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　施設数：10 か所（延べ利用人数：544 件）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	450 人	450 人	450 人	450 人	400 人
確保方策	500 人 11 か所	500 人 11 か所	500 人 11 か所	500 人 11 か所	500 人 11 か所

（８－２）一時預かり事業（預かり保育：１号認定児対象）

事業内容

認定こども園・幼稚園において在籍園児を対象として、教育時間前後の預かり保育を行います。

現　状

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望する園児を対象に実施していきます。

確保方策に対する考え方

保護者が安心して働くことができ保護者のニーズに対応するため、幼稚園型一時預かり事業を実施する認定こども園・幼稚園に事業を委託します。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　施設数：14 か所（延べ利用人数：9,409 件）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	8,200 人	8,200 人	8,000 人	8,000 人	7,800 人
確保方策	9,000 人 16 か所	9,000 人 16 か所	8,800 人 16 か所	8,800 人 16 か所	8,600 人 16 か所

（９）延長保育事業

事業内容

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において開所時間を超えて、在籍園児を保育します。

現　状

共働き家庭の増加、核家族化の進行、通勤時間の増加、女性就労の増加や就労態様の変化等による環境の厳しさに対応し、就労と育児の両立支援をするために実施しています。本市においては、認定こども園・認可外保育所において13園で実施しています。

確保方策に対する考え方

預かりの時間内における安全確保に努めるため、保育士配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めるとともに、各利用年齢に対応した環境整備を促進します。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　施設数：13 か所（登録人数：554 人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	470 人	470 人	470 人	470 人	470 人
確保方策	500 人 13 か所	500 人 13 か所	500 人 13 か所	500 人 13 か所	500 人 13 か所

（１０）病児・病後児保育事業

事業内容

児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

現　状

子どもが病気の際、保護者が就労等で仕事を休めないとき、病児・病後児保育で受け入れることで保護者の就労支援につながっています。制度の利用拡大を図るため、病児・病後児保育の制度を知らない世帯への周知が必要となってきます。

確保方策に対する考え方

市報やホームページ等での広報を実施し、病児・病後児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化します。利用者に対して、病気の時だけでなく日常から保育を行う中で、子どもを見守る目を養うことも必要なことから、認定こども園・保育所等や子育て支援センターなどと連携して、親子のかかわりの大切さを伝え、見守りや助言をしていきます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　施設数：4 か所（延べ利用人数：1,111 人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,257 人	1,221 人	1,201 人	1,178 人	1,159 人
確保方策	1,400 人 4 か所	1,400 人 4 か所	1,400 人 4 か所	1,400 人 4 か所	1,400 人 4 か所

（１１）放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

現　状

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象児童は、国の運営指針に沿って、仕事などで昼間保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生を受け入れています。また、本市独自の取組として、放課後児童クラブの支援を担当する職員や児童の保護者等に対し、障がいや特性の早期把握､早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援事業を実施しています。

女性の就業率の上昇や核家族化などにより､放課後児童クラブの需要は年々高まっており、放課後児童支援員の確保や質の向上が課題となっています。

確保方策に対する考え方

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

また、各クラブの運営主体並びに支援員との連携を図り、適切な運営が図られるよう指導していきます。

事業実施場所　豊後大野市全域

平成30年度実績　施設数：13 か所（登録児童数：576 人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		555 人	537 人	520 人	502 人	484 人
	低学年	392 人	379 人	366 人	353 人	340 人
	高学年	163 人	158 人	154 人	149 人	144 人
確保方策		600 人	550 人	550 人	550 人	500 人
		13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所

５　幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

（１）教育・保育の一体的提供の現状

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に保育所・幼稚園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（２）幼児期の学校教育・保育の一体的提供の確保方策

①　０歳から２歳に係る取組と３歳から５歳に係る取組の連携

０歳から５歳までの子どもの成長や学びの連続性を考慮し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供できるよう、保育教諭、保育士、幼稚園教諭等、子どもの育ちを支援する専門性を有する者の連携を推進します。

また、必要に応じて地域における子ども・子育て支援事業等との連携を推進します。

②　認定こども園、保育所、幼稚園及び小学校の連携

幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図るとともに、市内の認定こども園、保育所、幼稚園及び小学校の連携と相互理解を深め、小学校教育へのスムーズな接続が図られるよう努めます。